

教育委員会 2 月定例会 報告

1 開催日時

令和2年2月26日(水) 15:30～19:30

2 出席者

委員 佐古 順子

渡邊 敬

嶋崎 真英

中嶋 剛

前田 愛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 橋口 智秀 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

文化振興課長 大野 安生

文化振興課参事(歴史資料館長) 今村 明

こども未来部長 山中 さと子 こども政策課長 赤瀬 雅昭

こども政策課課長補佐 古川 朋博 教育総務課課長補佐 深江 美穂

3 議事

《議案》

第2号議案 人事案件について

第3号議案 大村市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

第4号議案 大村市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

第5号議案 大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

第6号議案 大村市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

第7号議案 大村市立図書館利用に関する要綱の一部改正について

第8号議案 文化財の指定について(滑石製石仏)

第9号議案 文化財の指定について(緑色片岩製石仏)

- 第10号議案 文化財の指定について（線刻仏）
- 第11号議案 令和元年度大村市一般会計補正予算（第7号）について
- 第12号議案 令和2年度大村市一般会計当初予算について
- 第13号議案 第三期大村市教育振興基本計画（案）について
- 第14号議案 教育財産の移管について（安全対策課）
- 第15号議案 教育財産の移管について（道路課）
- 第16号議案 教育財産の移管について（上下水道局）
- 第17号議案 教育財産の使用貸借契約の締結について

《協議・報告事項》

- ・市立幼稚園の今後の方向性について
- ・令和元年度大村市教育支援委員会の審査結果について
- ・卒業式の告辞等について
- ・専決処分の報告について
 - （新中地区公民館（仮称）建築工事に係る工事請負契約の変更）
 - （新中地区公民館（仮称）設備工事に係る工事請負契約の変更）
- ・第2次大村市子ども読書活動推進計画について
- ・中地区公民館図書室のサービス停止について
- ・令和2年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会の理事選出について

4 議事録

教育長	ただいまから令和2年2月教育委員会定例会を開催します。 本日の会議は、定足数に達しております。 会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りします。 第2号議案は人事に関する議案、第11号議案及び第12号議案は 予算に関する議案ですので、秘密会議とし、議事日程の後半にした いと思いますが、議事日程及び秘密会議の取扱いについて、御異議 ありませんでしょうか。
全委員	はい。
教育長	議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。 原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。

教育長	<p>御異議ありませんので、承認することといたします。 議事日程 2、教育長報告を行います。 前回からの報告でございます。</p> <p>1月19日日曜日、PTA連合会研修会が開催されております。 1月24日金曜日、長崎県小学校特別活動研究大会がコミュニティセンターで行われております。1月26日日曜日、子ども会発表会がコミセン大会議室で盛会裏のうちに終了しております。1月30日木曜日、ふれあい給食が玖島中学校で開催され、委員の皆様方には御出席いただき、ありがとうございました。この日の夕刻に大村青年会議所の新年祝賀会に私の方で参加をしております。2月2日日曜日、大村市学校保健研究大会がコミセンで開催されております。2月5日水曜日、石井筆子天使のピアノレプリカを大村ライオンズクラブから寄贈いただきまして歴史資料館側に展示をしております。2月8日土曜日、郷土史クラブ成果発表会をさくらホールで開催しております。2月9日日曜日、全九州銃剣道・短剣道大会がシーハットで行われ、私の方で出席をしております。2月12日水曜日、長崎県スポーツ表彰式がホテルニュー長崎で開催され、私の方で出席をしております。2月13日木曜日が郡中学校立志式、2月14日木曜日、西大村中学校の立志式、そして、市内の中学校、高校、特別支援学校の関係者が一同に会しまして様々な協議を行う中・高・特支連絡協議会、OMURA室内合奏団コンサートが行われています。また同日、大村市生徒指導研究推進協議会が城南高校で開催をされております。2月15日土曜日、郷土史講演会が開催され、長崎県美術館の米田耕司館長にご講演をいただいております。2月18日火曜日、いじめ問題対策協議会をコミュニティセンターで開催しております。2月19日水曜日、学校給食向上推進委員会をコミュニティセンター、子ども会連合会の懇親会が開催されております。2月20日木曜日、社会教育委員会が開催されております。2月21日金曜日、石井筆子写真会がさくらホールで開催され、大村小学校5、6年生、玖島中学校の1、2年生が参加しました。2月23日日曜日、大村ライオンズクラブの55周年記念式典に私の方で参加いたしております。</p> <p>以上で教育長報告を終了いたします。各委員から何か報告等ありませんか。</p>
全委員	ありません。
教育長	それでは議事日程 3、第 3 号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
社会教育課長	<p>第 3 号議案大村市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則の制定について、教育委員会の審議を求めるものでございます。12月議会において上程してございました大村市公民館条例の一部を改正する条例、附則の経過措置には公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める又は施行するとしておりました。現在、建替工事中であります新中地区公民館の開館日が令和2年5月7日と決定したことからこの規則を制定するものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。</p>

教育長	第3号議案について御質問ありませんか。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	それでは質問を終結いたします。御意見はありませんか。採決します。第3号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。次に第4号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
社会教育課長	第4号議案、大村市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。大村市公民館条例第15条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるため、教育委員会の審議を求めるものでございます。配布資料の7ページから9ページ新旧対照表でご説明させていただきます。第7条は使用者の守るべき事項となっており、第2号及び第3号は所定の場所以外での火気の使用と喫煙の禁止について、第4号は他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品の携帯の禁止、若しくは介助犬等以外の動物の携帯禁止についての条項でございます。次に別表第1、これは冷暖房使用料でございます。中地区公民館大会議室につきましては、一平方メートル当たり一時間約2円と設定をいたしまして800円といたしております。これは、中央公民館及び郡地区公民館の大会議室を参考に設定をいたしております。なお、大会議室以外につきましてはコイン式の空調機となっており、部屋の面積により一時間100円から200円となっております。8ページをお願いいたします。中地区公民館大会議室と中央公民館、郡地区公民館冷暖房使用料にかかる一時間あたりの端数処理について、記載をしております。内容については備考1のとおりでございます。また、大会議室を除く中地区公民館の冷暖房使用料にかかる一時間あたりの端数処理についてはコイン式のため、備考2のとおりでございます。次に別表の2、これは付属設備等の使用料でございます。焼成窯の使用につきましては郡地区公民館、その他の使用料につきましては中央公民館の使用料を参考に設定をしております。なお、この規則は令和2年5月7日から施行するものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	第4号議案について説明がありました。これについて御質問ありませんか。
全委員	はい
教育長	よろしいでしょうか。それでは質疑を終結いたします。御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうかね。
全委員	はい
教育長	それでは質疑を終結いたします。第4号議案について採決します。第4号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	ありません。

教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。次に第5号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
市立図書館長	第5号議案大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、教育委員会の審議を求めるものでございます。大村市立図書館の分室として中地区公民館図書室を設置するため、大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定めるとしております。この度、新中地区公民館の開館日が5月7日に決定したことから一部改正条例の施行期日を5月7日と規則で定めたものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	ただいま第5号議案について、説明がありましたが御質問はありませんか。
全委員	ありません。
教育長	質疑を終結いたします。御意見があればお願いいたします。採決します。第5号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。次に第6号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
市立図書館長	第6号議案、大村市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議を求めるものでございます。14ページの新旧対照表でご説明いたします。中地区公民館図書室の開館時間を定めるものでございます。左側の改正後をご覧ください。第2条に大村市中地区公民館図書室を加え、別表第1に午前10時から午後5時30分までと定めております。現在の中地区公民館図書室は月曜日から木曜日は午前9時から午後5時まで、土曜日は午前10時から午後3時まで、日曜日、金曜日、祝日は休館日となっておりますが、分室になるにあたって郡地区公民館図書室と同じ運用とするものです。以上で説明を終わります、御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	ただいま、第6号議案について説明がありましたが御質問ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	これで、分室が2つになります。御質問なければ、終結いたします。御意見ありませんか。採決します。第6号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。次に第7号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
市立図書館長	第7号議案、大村市立図書館利用に関する要綱の一部改正について、教育委員会の審議を求めるものでございます。17ページの新旧対象表で説明いたします。左側の改正後をご覧ください。第2条の(2)の分室の定義に大村市中地区公民館図書室を加えるもので

	<p>す。現在の中地区公民館図書室は単独での運用で紙の貸出カードに記録をするという方法ですが、大村市立図書館の分室となることでミライオン図書館のシステムを導入し、図書室の本の利用だけではなくミライオン図書館や郡地区公民館図書室の本の利用や貸出返却も可能となります。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>ただいま第7号議案について説明がありましたが、御質問等ありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは終結いたします。第7号議案について御意見等あればお願ひいたします。御意見等もなければ終結いたします。採決します。第7号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
教育長	<p>御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。続きまして第8号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
文化振興課長	<p>第8号議案、文化財の指定についての説明いたします。18ページをお願いします。大村市文化財保護条例第4条第1項の規定により、次の文化財を大村市指定文化財に指定したいので、教育委員会の審議を求めるものです。なお、同条例第4条第3項で、指定にはあらかじめ大村市文化財審議会の意見を聞くものとなっており、2月5日に文化財審議会があり、指定するよう答申をいただいております。本市には武留路から福重にかけて多くの中世石仏が残っています。全てで28件見つかっていて様々な種類の造形があります。これらを今後、順次指定していく計画をしています。今回はその最初となるものです。19ページ、指定文化財調書をご覧ください。文化財の種類及び名称は有形文化財、郡地方の中世石仏群東光寺町の滑石製石仏です。松原一丁目の個人所有で、御自宅内にあります。滑石という西彼杵半島産の石材を使っており、高さは20センチ強あります。写真が20ページにあります。平安時代末から鎌倉時代初頭のもので、この種の石仏の中で最も丁寧に作られたものです。キリシタンによる寺社破壊をくぐり抜けた稀有な存在であり、大村の特殊な歴史を物語る文化財として高い価値を有するという理由から指定に至るものです。以上で説明を終わります、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>ただいま第8号議案について説明がありましたが、御質問等ありませんか。なければこのまま終結したいと思います。 第8号議案について御意見等あればお願ひいたします。よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>第8号議案について議論を終結いたします。第8号議案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>

教育長	なければ原案のとおり決定することとします。続きまして、第9号議案を議題といたします。
文化振興課長	第9号議案文化財の指定について、ご説明をいたします。21ページをお願いいたします。次の文化財を大村市指定文化財に指定したいので、教育委員会に審議を求めるものです。2つ目の石仏につきましても2月5日の文化財審議会において指定するよう答申をいただいております。22ページ調書をご覧ください。文化財の種類及び名称は有形文化財、郡地方の中世石仏群、草場町の緑色片岩製石仏です。草場町の墓地にありましたが、指定の話を進める中で現在歴史資料館に寄託していただくことが出来ました。滑石製石仏と同じく西彼杵半島産の石材を使っており、高さはこのタイプの石仏では最大で40センチ強あります。写真が23ページにあります。鎌倉時代のもので先ほどの石仏より若干時期が遅いです。先ほどと同様に大村の文化財として高い価値を有するという理由から指定に至るものです。以上で説明を終わります、御審議よろしくをお願いいたします。
教育長	第9号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	それでは、御質問がなければ終結いたします。御意見お願いします。御意見もないようなので終結いたします。採決します、第9号案について原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。次に第10号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	第10号議案、文化財の指定について説明いたします。24ページをお願いします。次の文化財を大村市指定文化財に指定したいので教育委員会に審議を求めるものです。これについても、2月5日の文化財審議会において指定するよう答申をいただいております。25ページの調書をご覧ください。文化財の種類及び名称は有形文化財、郡地方の中世石仏群下八龍の線刻仏です。店舗の駐車場に現在は設置されています、写真は26ページにあります。写真の上の絵は下の石の仏の像をデジタルトレースしたものになります。これは岩の上に線で描いた仏像で平安時代末から鎌倉時代初頭のもので、同種のもので弥勒寺町内に多数あります。先ほどと同じ背景から他の歴史上高い価値を有するという理由から指定に至るものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。
教育長	第10号議案について説明がありましたが、御質問等ありませんか。
渡邊委員	25ページの線刻仏はこれをデジタルベースにしてこのように描かれるのですね。写真を見た限りでは、全くわからないですね。

文化振興課長	線刻仏は写真で見ると非常に見にくくなっています。これを詳しく見ると、写真の真ん中の上の方4分の1ぐらいを見たときに、鳥がこう羽を広げているように見えるところに、Vの字のような起伏があります。非常にわかりにくいですが眉毛や目があります。線刻仏についてはデジタルトレースを基本的にはしております。
教育長	他に御質問はありませんか。
中嶋委員	2つ質問があります。大村市の指定文化財は今どのくらいあるかということが一つ、もう一つは、これはシュシュの駐車場にあるそうですが、指定をされたら説明文等の碑を建てるのでしょうか。
文化振興課長	一つ目の御質問についてですが、市内の指定文化財は国県含めて現在50ありますので、今回の3件を承認いただくと53になります。それから、碑等を建てるのかということについてですが、通常ですと説明板と碑です。これにつきましては地元が市のお金で説明板を既に建てていますので、指定を受けた後にまた説明板を建てて乱立させていいのかということがあるので、地元との協議が必要です。それとこのシュシュの場所については非常に狭く、駐車場等に支障がないかどうかという問題がありますので、場合によって建てないということもあります。また、1件目については、個人所有で御自宅の仏壇にありますので、説明板等の設置はせずに指定書のみ、2件目につきましても指定書になります。外に建てる場合は碑等を建てることとなります。
教育長	よろしいでしょうか。
中嶋委員	シュシュの駐車場にあるということですが、藤棚のところでしょうか。
文化振興課長	駐車場の右奥にあります。
中嶋委員	わかりました。今度、注意して見てみます。
教育長	この名称はどうやって決められるのでしょうか。
文化振興課長	どこで見つかったということなどから名称案を作成し、文化財審議会に諮って検討していただいております。
教育長	他に御質問ありませんか。 よろしいでしょうか。質問を終結して御意見あればお願いします。御意見なければ終結いたします。第10号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。次に第13号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	第13号議案、第三期大村市教育振興基本計画の案についてでございます。第三期大村市教育振興基本計画を令和2年度から令和6年度までの大村市教育行政推進の基本としたいので、その原案について教育委員会の審議を求めるものでございます。この教育振興基本計画については、前回の教育委員会の定例会におきましてご説明をさせていただき、御意見等をいただいたところです。その後、1

	<p>月31日に市議会全員協議会で説明を行い、同日から2月20日までパブリックコメントを実施しましたところ、3件の御意見をいただいております。本日お配りしております計画案をご覧ください。前回からの主な修正点について説明いたします。1ページをご覧ください。1ページに計画の概要、(1)計画の位置付けのところですが、これの2行目から最後、位置づけるものですよというところがありますが、この後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく大村市教育大綱を踏まえ策定します、と。この踏まえというところが前回御意見をいただきましたので、教育大綱を踏まえ策定しますという文言を削除しております。3ページをお願いします。3ページの1番下(3)目指すべき人間像2の生涯にわたって学び、となっておりますが、ここは前回までは生涯にわたって学び続けという文言が入っておりました。続けを削除しております。13ページをお願いします。13ページの1番下の段です。また本市ではから次のページ14ページの人間の育成を目指します。その段落については、前回、新たな三学期制についての記述が必要なのではという御意見をいただきましたので、新たな三学期制についての文言を追加しております。それから同じく14ページですが施策1の主な取組①のところ、様々な研究研修の場におけるその次ですね、新たな三学期制やという文言を追加しております。それからその①の○の一つ目ですね、各種研修会や学校訪問の際に新たな三学期制の移行の趣旨や三学期制の下での教育活動の効果的な展開について周知し、浸透を図ります。この1文を追加しております。20ページをお願いします。施策7の目標値についてですが、95%を100%に修正しております。21ページ、施策9の目標値についてですが、96.3%を100%に修正しております。23ページをお願いします。小中学校のトイレ洋式化率の目標値ですが、63.4%と細かい数値になっておりましたので60%に変更しております。25ページをお願いします。施策12については指標の見直しをしております。指標を全国学力学習状況調査の項目にあります、先生はあなたの良いところを認めてくれると思うと回答した児童生徒の割合に変更し、基準値84.5%、目標値を90%としております。45ページをお願いします。資料編の5のところですが、前回まではパブリックコメントの実施状況としておりましたが、見直しを行った結果、計画策定経過ということで検討委員会の日程とパブリックコメント実施、定例教育委員会における議決といった表に修正しています。今後の予定についてですが、本日の御意見等を受けて修正があれば修正を行い、デザイン等の校正終了後に、教育長の挨拶を掲載して公表を行うというスケジュールにさせていただきたいと考えております。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>第13号議案第三期大村市教育振興基本計画について説明がありましたが、御質問等ございませんか。パブリックコメントについては、3人の方から意見の提出があったのですね。</p>
教育総務課長	<p>そうですね。御意見を提出していただきましたが、計画案の具体的な部分ではなく、教育に対する全体的な御意見でした。</p>

嶋崎委員	教育大綱の部分を削除したということでしたが、教育大綱に基づいた計画ということではないのですね。
教育総務課長	前回お示しした計画案では、教育大綱を踏まえという表現で記載をしておりましたが、この市長部局が作る教育大綱と教育委員会が作る教育振興基本計画は同じレベルだという考え方がありまして、どちらが上位だという考え方ではなく、同じ時期に同時進行で作成しております。前回、中嶋委員から踏まえたという表現はどうかという御意見をいただきましたので、検討した結果、今回はそこを削除させていただきました。
教育長	市長部局と教育委員会が上下の関係ではありませんで、教育委員会がその独自性、独立性、政治にあまり左右されない立場にあります。そういうなかでの微妙な関係で、ただ色々な問題が発生した時に、一早くうちはいきなさいよっていうことは出来ないこともあります。予算の関係もありますし。教育大綱については、首長が総合教育会議に提案して協議するとなっています。相互協力して教育の振興を図るなどそういったことが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等で定められています。
中嶋委員	1月31日に市議会に説明をされたということですが、どういった意見がありましたか。
教育総務課長	計画案そのものについての御意見は特にございませんでした。
中嶋委員	そうなのですね。
教育長	他に御質問ないでしょうか。それでは御質問がなければ終結いたしまして、御意見があればお願いします。計画案についてはもう今日が最後になりますよね。
教育総務課長	はい。ただ、写真の配置等については検討委員のデザインの先生に最終的に確認していただきます。デザインや画像の素材が変わるなど修正を加える場合がありますので、御了承ください。
教育長	郡三踊も載っていますし、今後の決意表明にもなりますね、文化振興課長。
文化振興課長	ユネスコの登録の件でしょうか。現段階では、黒丸踊と沖田踊の二踊になります。申請にあたっては、自由意思に基づく同意が必要でして、寿古踊は現時点では参加の表明がないということです。このまま進みまして黒丸踊と沖田踊が登録となったとしても、将来の追加もありますので、いつかはと考えております。
教育長	寿古さんが心配されているのはですね、今からのその活動とそれから伝承していく子供たちの問題があります。それが解消されればですね。三踊でいけるのではないかと考えております。今、一生懸命話をしてもらっていますので、そういう風になればいいと願っております。三踊については掲載しますけれども配置場所については変わるかもしれません。他に御意見等ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	それでは、5年間の第三期教育振興基本計画を決定することになります。意見を終結してよろしいですか。
全委員	はい。

教育長	それでは意見を終結いたします。採決します。第13号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり決定することとします。次に第14号議案について事務局の説明を求めます。
新図書館整備室長	<p>第14号議案、教育財産の移管について、別紙物件を大村市総務部安全対策課所管の行政財産として移管したいので教育委員会の審議を求めるものでございます。</p> <p>土地の表示は、東本町481番地2の宅地でございます。今回のミライonの整備に合わせ、管理区分を明確にするため、教育財産の一部を大村市駐輪場用地として移管するものです。本日、配布いたしましたカラーの図面をご覧ください。左上の黄色い部分が、現在の駅前の駐輪場です。位置的には、上の道路が市道八幡町線です。昨年度、安全対策課において、上物の駐輪場の整備を行いました。土地は教育財産、図書館用地でございましたので、今回分筆を行い、駐輪場の用地として移管をするものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいま第14号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。
嶋崎委員	図書館の管理から外れるということですか。
新図書館整備室長	はい、市長部局の安全対策課の方へ移管します。
教育長	他にございませんか。御質問なければ終結いたします。御意見あればお願いいたします。御意見もなければよろしいでしょうか。終結いたします、第14号議案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。続きまして第15号議案について説明をお願いいたします。
新図書館整備室長	<p>第15号議案、教育財産の移管について、別紙物件を大村市都市整備部道路課所管の行政財産として移管したいので教育委員会の審議を求めるものでございます。次のページをお願いします。土地の表示は、1の表のとおり、7筆でございます。今回のミライonの建設に伴う周辺の市道拡幅整備により、教育財産の一部を道路用地として移管するものです。再び、カラーの図面をご覧ください。周りのピンク色の部分が、交通渋滞の緩和や利用者の利便性及びその安全を確保するために、歩道の拡幅等を行った部分になります。位置的には上側が市道八幡町線側、右下が佐伯皮膚科の付近になります。今回、分筆が終わりましたので、道路の用地として移管をするものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいま第15号議案について説明がありましたが御質問ありませんか。よろしいでしょうか。御質問なければ終結いたします。御意見あればお願いいたします。
全委員	ありません。

教育長	採決します。第15号議案について原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。次に第16号議案についてお願いいたします。
新図書館整備室長	第16号議案教育財産の移管について、別紙物件の教育財産を大村市上下水道局所管の行政財産として移管し、及び大村市上下水道局から移管を受けたいので教育委員会の審議を求めるものでございます。次のページをお願いします。土地の表示は、1の表が教育委員会から上下水道局に移管する土地の表示でございます。また2の表は上下水道局から教育委員会に移管する土地の表示です。移管の理由は、ミライo nの建設に伴い、図書館の駐車場用地を分断していた用悪水路、これは雨水管ですが、迂回させる整備を行いました。そのために教育財産と上下水道局の財産を互いに移管するものです。再び、カラーの図面をご覧ください。左下の緑色の部分がこれまでの雨水の管路です。この水路を青色の部分、伊崎脳神経外科・内科さん側に移設いたしました。これは、管理を行う上下水道局からの依頼でございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	ただいま第16号議案について説明がありましたが御質問ありませんか。
渡邊委員	この用悪水路っていうのは、何でしょうか。
新図書館整備室長	下水道の用語でございまして、雨水管でございます。
教育長	それでは質問を終結して意見があればお願いします。それでは意見を終結いたします。採決します。第16号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり第16号議案決定することとします。続きまして第17号議案について説明をお願いします。
新図書館整備室長	第17号議案、教育財産の使用貸借契約の締結について、別紙物件について、長崎県と使用貸借契約を締結したいので教育委員会の審議を求めるものでございます。次のページをお願いします。土地の表示は1の土地の表示のとおり8筆です。その中で、表の一番右側に記載しておりますように、ミライo nの延床面積のうち長崎県立長崎図書館が所有する面積をミライo nの延床面積で除した割合で土地の使用貸借するものです。契約の相手方は長崎県知事です。契約の理由は、ミライo nの建設に伴い教育財産を長崎県立長崎図書館の用地として、上記割合で使用貸借するものです。期限は令和31年3月31日としています。再び、カラーの図面をご覧ください。緑色の部分と中心部の白色の部分を、建物の延床面積で按分した部分の使用貸借についての契約でございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	これまでの経緯について、説明をお願いします。

新図書館整備 室長	建設の時に、県対市が1.53対1ということで按分するようになっていいます。平成25年に県と市で覚書を交わしておりまして、令和31年まで市有財産について使用貸借契約を結ぶということになっておりました。
嶋崎委員	無償で使用していいですよ、という契約ですね。
新図書館整備 室長	そういうことになります。
教育長	他に御質問ありませんか。それでは質問を終結して意見があればお願いします。それでは意見を終結いたします。採決します。第17号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	はい。

◎自由討論 渡邊委員から、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について質問があった。

◎協議報告事項

- ・市立幼稚園の今後の方向性について、こども未来部から説明があった。
- ・令和元年度大村市教育支援委員会の審査結果について、学校教育課長から説明があった。
- ・卒業式の告辞等について、学校教育課参事から説明があった。
- ・新中地区公民館（仮称）建築工事等に係る工事請負契約の変更にかかる専決処分
の報告について、社会教育課長から説明があった。
- ・第2次大村市子ども読書活動推進計画について、市立図書館長から説明があった。
- ・中地区公民館図書室のサービス停止について、市立図書館長から説明があった。
- ・令和2年度長崎縣市町村教育委員会連絡協議会の理事選出について、協議を行った。

3月定例教育委員会 3月11日（水） 13時30分から

教育長	これもちまして令和2年2月教育委員会定例会を終了します。 19時30分
-----	--